

土地賃貸借契約書

貸主 _____ を甲とし、借主 _____ を乙とし、甲乙間において、次のとおり賃貸借契約を締結する。

第1条 甲はその所有に係る後記表示の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約した。

第2条 乙は賃借物件を _____ 敷地に使用する目的で賃借したもので、その他の目的に使用することはできない。

第3条 賃貸借の期間は令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日より令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの _____ 年間とする。

第4条 ①賃料は1ヶ月 _____ 円也とし、乙は _____ までにその _____ 月分を甲の住所または指定する場所に持参して支払う。
②前項の賃料は、期間中であっても、公租公課その他の負担の増減または比隣土地の賃料に比較して不相当となった場合は、これを増減することができる。

第5条 ①乙は本日敷金として _____ 円也を甲に交付し、甲はこれを受領した。
②前項の敷金は無利息とし、賃借物件の明渡完了後速やかに、甲はこれを乙に返還する。但し延滞賃料その他本契約に基づき乙の負担に帰すべき債務があるときは、甲は敷金から任意にこれを控除しその残額のみを返還する。

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得なければ、賃借権の一部または全部の譲渡、賃借物件の一部または全部の転貸をしてはならない。
賃借物件の形状の変更についても同様とする。

第7条 乙は、賃借物内において有害、危除若しくは近隣に迷惑となる行為をしてはならない。

第8条 乙において次の各号の一に該当したときは、甲は催告なしに本契約を解除することができる。

- イ、賃料の支払いを _____ ヶ月分以上延滞したとき。
ロ、本契約条項に違背したとき。

第9条 乙が破産の宣告を受けたとき、または賃借物件から退去したときは、催告その他の手続を要しないで、本契約は当然に終了するものとする。

第10条 ①本契約が終了したときは、乙は賃借物件を原状に復し、且つ完全に明渡さなければ
ならない。

②明渡しに際し、乙は甲に対し移転料、立退料等を請求しない。

第11条 保証人は、前各条項を承認の上、乙の債務を保証し、乙と連帯して債務履行の責を
負う。

第12条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか信義、誠実の原則
に従い、甲乙双方協議の上解決するものとする。

上記契約を証するため、本証書 通を作成して、当事者において署名押印し
各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

賃貸人 住所

(甲) 氏名

賃借人 住所

(乙) 氏名

連帯保証人 住所

氏名

賃貸物件の表示(土地の所在、地番、地目、地積)

